

民営化 Q & A 【平成26年（2014年）11月現在】

NO.	質 問	回 答
1	公立保育所を民営化するとはどういうことですか。	公立保育所を民間事業者に移管（設置主体・運営主体とも移行）して、私立保育所とするものです。
2	なぜ民営化するのですか。	<p>本市では、これまで市民サービスのため、多くの施設（学校施設、公民館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設など）を整備してきました。これらの施設は建設後30年以上が経過し、今後、老朽化に伴い、施設の更新や大規模改修が集中的に発生し、1,800億円程度の費用が必要と試算されています。</p> <p>また、市の公立保育所はかつては私立と同様に運営費や建設費に国などから補助金がありましたが、運営費は平成16年（2004年）に、建設費は平成18年（2006年）に廃止されました。（私立は現在も継続）</p> <p>このような状況のもと、施設の老朽化問題、人件費の増大等の課題がある公立保育所をそのまま運営していくことは、非常に厳しいため、平成23年（2011年）11月に公立保育所18園のうち5園を民営化することを政策決定したものです。</p>
3	公立保育所を選んで入園しました。在園児が卒園するまで民営化は待ってもらえないのですか。公的責任の放棄ではないですか。	<p>公立保育所5園を民営化することで、事業主体は市から民間事業者へと変わりますが、入所されている子どもたちは現在と同じ場所で保育を受けていただくことができます。</p> <p>また、市は民営化による環境の変化をできるだけ少なくするため、丁寧な引継ぎと説明を行います。また、民営化後も協定書に基づき適正な保育が実施されているかを確認し、必要に応じて指導を行います。</p> <p>公的責任は運営形態が公立保育所でなければならないという意味ではありません。公立、私立の形態にかかわらず、保育環境を維持することで、市としての公的責任を果たしていきます。</p>
4	民営化する保育所は決定したのですか。	<p>公立保育所の民営化については、平成24年度に吹田市公立保育所のあり方懇談会を7回、平成25年度に吹田市公立保育所外部アドバイザー会議を4回、また吹田市公立保育所庁内検討会議を公開で4回開催して慎重に検討を進めました。</p> <p>そのうえで、平成25年（2013年）9月に吹田市公立保育所民営化実施計画を策定し、民営化実施の基本的な考え方や民営化する保育所選定の基本的な考え方等についての方針を定めました。</p> <p>南保育園は平成28年（2016年）4月1日に、吹田保育園、藤白台保育園は平成29年（2017年）4月1日に、岸部保育園、西山田保育園は平成30年（2018年）4月1日に民営化する予定です。</p>
5	民営化する5園の保育所の選定基準について教えてください。	<p>民営化園選定にあたっては、公立保育所が配慮や支援を必要とする子どもたちを多く受け入れているというセーフティネット的な役割と、子育て支援の地域拠点としての機能等を考慮し、公立保育所が今後も市域に適正に配置されることを最も重視しました。</p> <p>そのうえで、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているのはどの園であるかを総合的に判断し、民営化する5園を選定しました。</p> <p>民営化する順番については、民営化する5園で、より安定的・継続的な園運営が期待できるかについて順位付けを行い、順位の高い保育所から民営化することとしたものです。</p>

民営化 Q & A 【平成26年（2014年）11月現在】

NO.	質 問	回 答
6	5園民営化後、さらに民営化する予定はありますか。	予定はありません。
7	民営化までのプロセスはどのようになりますか。	<p>民営化の主なプロセスは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①民営化園の決定 ②保護者説明会 ③移管先事業者公募、選定 ④三者懇談会 ⑤市と民間事業者による合同保育（移管前） ⑥民間事業者へ移管し、私立保育所となる ⑦引継ぎ保育（移管後） <p>その他、必要な予算措置や条例の制定等を行いながら慎重かつ丁寧に進めていきます。</p>
8	民営化によるメリット・デメリットはなんですか。	<p>民営化によるメリットですが、事業主体が市から民間事業者となることで運営費や建設費に対して、国などからの補助金が見込めます。</p> <p>そのため、民営化された保育所では、老朽化した施設の更新や大規模修繕が進めやすくなります。</p> <p>また、公立では個々の保育所で異なった運営内容を行うことは困難ですが、民営化された保育所では、事業者の判断で柔軟で迅速な対応が可能となり、保護者のニーズに基づき、独自の保育サービスも提供することも可能となります。他市の事例ではプロポーザルにより、民営化後に延長保育時間が午後9時まで拡充されたり、病後児保育が実施されたりしているケースがあります。</p> <p>現在、本市では28か所の私立保育所があり、3,000人以上の子どもたちの保育を担っていただいています。公立保育所、私立保育所どちらも、保育は国が定めた「保育所保育指針」に基づいて実施しており、民営化によって、長期的なデメリットはないと考えています。</p> <p>ただし、民営化で一般的に言われる短期的なデメリット、運営主体が市から民間に代わる時に、当該保育所の職員が入れ替わることによる影響には十分配慮する必要があると考えています。</p> <p>市としては、子どもたちや保護者の方ができるだけ不安や負担を感じないように、移管までに十分な引継ぎ期間を取って、丁寧な説明に努めます。</p>
9	民営化によって削減された経費は何に使うのですか。	<p>公立保育所1園を民営化することで、建設費・運営費に対して、国などの補助金が見込めるようになり、市の財政負担は運営費だけで年間約8,000万円減ると見込んでいます。</p> <p>市では削減された経費で、私立保育所を増やして待機児解消を図ったり、私立保育所に看護師配置を促進したり、留守家庭児童育成室の小学校6年生までの年限延長などの子育て支援施策の充実を行っていきたいと考えています。</p>
10	民営化されることで、今までの職員がいなくなる等が、子どもの負担とならないかととても心配です。	<p>民営化前に、事業者の職員と公立保育所の職員との合同保育を行う期間を十分とることで、環境の変化を少なくして、事業者の職員と子どもたちや保護者の方々との信頼関係を築くとともに、子どもたちの状況等について丁寧な引継ぎを行います。</p> <p>また、事業者に、当該園で勤務している市臨時雇員の継続雇用の検討をしていただきます。</p> <p>さらに、民営化後も1年間、引継ぎ保育を実施し、当該園に勤務していた施設長等が保育内容等の引継ぎ状況の確認を行います。</p> <p>丁寧な引継ぎを行うことにより、子どもたちや保護者の方への負担をできるだけ軽減したいと考えています。</p>

民営化 Q & A 【平成26年（2014年）11月現在】

NO.	質 問	回 答
11	母園がなくなることになる子どもの気持ちをどう考えますか。今までのように、卒園児も夏祭り等の行事に参加できますか。	保育所では、卒園後も子どもたちとつながりを持ち、成長の過程を見守ってきました。民営化後もこれまでの行事等の実施方法を事業者と協議し、配慮していきたいと考えています。
12	民営化後の事業主体はどうなりますか。	民営化後の事業主体は、保育所もしくは認定こども園または幼稚園の運営に実績があり、保育内容の継続・向上が期待でき、保育内容の安定性を確保できる民間事業者とします。
13	移管先事業者の公募要領や選定基準はいつ頃示されますか。	事業主体となる民間事業者は、公募のうえ、企画提案型（プロポーザル）により、保護者代表を含めた選定委員会で選定します。民営化実施の2年前（前々年度当初）に選定委員会を設置し、公募要領や選定基準を策定し、事業者の選定手続を開始して民営化実施の1年半前には事業者を決定する方針です。
14	三者懇談会はどのようなものですか。設置期間や構成員についても教えてください。	原則として民営化の5年後まで、市・当該園の保護者代表・移管先事業者による三者懇談会を設置し、民営化に伴うさまざまな調整事項について合意形成を図ります。
15	合同保育や引継ぎ保育の内容はどのようなものですか。	<p>民営化に伴い、子どもたちや保護者の方への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うために、民営化前には合同保育を、民営化後には引継ぎ保育を実施します。</p> <p>合同保育では、民営化の1年前から、段階的に事業者の保育士等が当該園に入り保育等を行います。</p> <p>引継ぎ保育では、民営化後に、当該園に勤務していた施設長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し事業者からの相談等に応じ、保育の引継ぎを行います。</p> <p>合同保育・引継ぎ保育の具体的内容は、事業者と協議して決定していきます。</p>
16	合同保育や引継ぎ保育の期間が各1年間では短くないですか。	合同保育・引継ぎ保育の期間を各1年間とすることで、引継ぎが計画的かつ丁寧に実施できると考えています。
17	保育方針・保育内容は変わるのですか。	<p>公立保育所、私立保育所どちらも、国が定めた「保育所保育指針」に基づき保育を実施しています。</p> <p>子どもたちの最善の利益を考慮し、保育所の機能及び質の向上に努めることは、同じ保育事業者として公立でも私立でも同じです。理念（目的）が同じであれば、保育方法（手段）が違って、保育の質に変わりはないと考えています。</p> <p>また、民営化後の保育所運営は保護者の方の意見を踏まえながら、民間事業者の柔軟な発想によって、より保育内容の向上を図っていただけるものと考えています。</p>

民営化 Q & A 【平成26年（2014年）11月現在】

NO.	質 問	回 答
18	保育水準が下がるのではないですか。	<p>以下により、民営化後の保育水準は民営化前と同等以上が担保されると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所、私立保育所ともに、同等の施設基準を遵守し、保育内容についても同様に「保育所保育指針」に基づいて保育の実施をします。 ・事業者選定委員会で厳正な審査を行うとともに、企画提案型（プロポーザル）により、応募事業者に従来の保育内容を踏まえたうえで、さらに魅力ある保育サービス等を提案していただくことで、保育内容の継続・向上が期待できる事業者の選定が可能となります。 ・民営化後1年以内に福祉サービス第三者評価事業の受審を移管先事業者に義務付けるほか、他の私立保育所と同様に、吹田市の指導監査を受けます。
19	民営化後、入所申込みは直接園に行うのですか。	<p>今まで同様、公立保育所、私立保育所の入所選考（利用調整等）は吹田市が行います。申込み受付（保育利用希望の申請等）は保育幼稚園課です。</p>
20	定員はどうなりますか。詰め込み保育になりませんか。	<p>民営化前を下回らない適切な定員とします。</p> <p>なお、公立保育所、私立保育所ともに、待機児童等の解消のために児童福祉施設の最低基準を満たしていることを条件として定員を超えて入所できるようにする、いわゆる保育所定員の弾力化を行う場合があります。</p>
21	職員の配置基準はどうなりますか。ベテランの保育士がいなくならないか心配です。	<p>職員配置については市と事業者の間で協定の締結を行う予定です。また、看護師については常勤で専任の配置に努めていただきます。</p> <p>さらに、保育内容を継承していくには、職員の経験年数も重要な要素の一つと考えています。経験の浅い職員のみでもベテラン職員のみでもなく、それぞれの役割が発揮できるよう、バランスよく配置することが大切であり、事業者には配置職員の経験年数にも配慮してもらいたいと考えています。</p> <p>このような職員配置を担保するために、市として財政的な支援等についても検討していきます。</p>
22	発達支援保育等の支援を要する子どもへの保育はどうなりますか。	<p>民営化後も、発達に特別な支援を要する子どもたちの保育を実施していただきます。</p> <p>加配職員への経費助成や市職員が巡回しノウハウの継承を図る等を行い、市としても実施を支援します。</p> <p>また、今後、民営化園だけでなく、他の私立保育所にもより多くの支援を要する子どもたちを受け入れていただけるよう、市として支援体制の強化を行う検討をしています。</p>
23	給食やアレルギーへの対応はどうなりますか。	<p>民営化後も、給食は現状通り自園調理方式とします。また、食物アレルギー等にも対応します。自園調理やアレルギー対応等が可能な事業者を選定する他、食物アレルギー等のある子どもたちの給食提供体制を丁寧に引継ぎます。</p>

民営化 Q & A 【平成26年（2014年）11月現在】

NO.	質 問	回 答
24	民営化後の保育内容に不満がある場合、どこに言ったらいいですか。	民営化後の事業主体は市から民間事業者へ変わります。移管先事業者において苦情解決の仕組みの整備は当然行うこととしますが、民営化後も三者懇談会を一定期間継続し、保護者の方と事業者の間で問題が生じた事項について合意形成を図ります。 また、児童福祉施設である私立保育所の指導監査は市が行っており、民営化した場合も同様に、市が指導監査を行います。
25	移管先事業者が、突然、事業をやめることはないですか。	移管先事業者は、学識経験者、当該園の保護者代表等で構成される事業者選定委員会で選定されますが、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案する他、保育内容を継続・向上できるかを審査して選定しますので、事業の継続が見込めない事業者は選定されないと考えます。
26	保育料はどうなりますか。	現在、認可保育所における保育料は、公立・私立ともに同じであり、所得区分に基づいて市で保育料を決定し、市に納めていただいています。（平成27年度（2015年度）より、市民税の課税区分となります。）民営化により、公立保育所が私立保育所になっても、それによって保育料が変わることはありません。延長保育料についても、公立保育所と同内容での徴収を一定期間行うことを検討しています。
27	諸経費はどうなりますか。	諸経費は、基本的には公立保育所と同様に徴収します。 また、公立保育所で徴収している諸経費以外の負担を保護者の方をお願いする場合は、三者懇談会にて協議を行います。 （保護者の方の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合は例外とします。）
28	保育所の耐震化等、老朽化対策はどうなりますか。	公立保育所は老朽化が進んでいます。民営化にあたり、当該園は移管前に一定の整備を行う予定です。また、耐震化につきましても、耐震診断が必要な保育所は実施したうえで、必要な手続き・財政支援を行う検討をしています。
29	民営化を理由とする転園は受け付けてもらえますか。	民営化を理由とする転園希望も通常の転園希望と同様に受け付ける予定です。ただし、他の入園、転園希望に優先した取り扱いをする予定はありません。
30	保護者の声をどのように反映してくれますか。	保護者アンケートを実施し、事業者の公募要領や選定基準を定める際に、アンケート内容を踏まえます。 事業者選定委員会や三者懇談会に保護者代表に参画いただき、選定や、民営化後の保育内容等につき御意見をいただきます。 民営化後も、他の公立保育所、私立保育所同様に保護者の方に対する支援に積極的に取り組んでいただきます。
31	平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」が施行されますが、民営化後は保育所ではなく認定こども園になるのですか。	民営化移管時は、保育所として移管します。しかし、事業者がその後、認定こども園として運営をする場合は三者懇談会などで保護者理解を得たうえで進めることとなります。